

国民健康保険料 低所得者世帯減免の継続及び子育て世帯減免の新設について

1 低所得世帯減免の継続について

(1) 概要

国民健康保険の均等割・平等割保険料については、所得に関係なく一律に定額が賦課されることから、低所得世帯にとって大きな負担となっている。そのような世帯の負担を緩和する対策として、本市独自に低所得世帯に対する減免制度を平成26年度から実施してきた。今回、この制度を平成30年度以降も継続し、引き続き低所得者世帯の保険料の負担軽減を図っていくことを検討している。

(2) 減免内容（現行制度と同様）

①法定2割軽減に該当する低所得世帯をさらに2割減免

対象世帯：約12,000世帯 減免額：約2億5,000千円

②法定2割軽減に該当しない一定所得以下の低所得者世帯の均等割及び平等割保険料を2割減免

対象世帯：約12,000世帯 減免額：約2億5,000千円

合計 約24,000世帯 約5億円

世帯人数別軽減・減免基準所得額

	法定7割軽減	法定5割軽減	※上段が所得・下段カッコが給与収入	
			法定2割軽減 + ①市2割減免	②市2割減免
1人世帯	33万円 (98万円)	60.5万円 125.5万円	83万円 (148万円)	122万円 (200万円)
2人世帯		88万円 (153万円)	133万円 (216万円)	173万円 (273万円)
3人世帯		115.5万円 (191万円)	183万円 (287万円)	212万円 (329万円)
4人世帯		143万円 (230万円)	233万円 (359万円)	244万円 (373万円)

2 子育て世帯減免の新設について

(1) 概要

国民健康保険の均等割については、年齢や所得に関係なく一律に定額が賦課されることから、子育て世帯の保険料負担が大きくなっている。

一方、平成 30 年度から、国保に対する国の財政支援が拡充されるが、この財政支援の一部として、子どもの数に着目した交付金が交付されることとなっている。

こうした背景を踏まえ、子育て世帯への支援として、本市独自に子どもの均等割保険料の一部を減免する制度の新設を検討している。

(2) 減免内容

1 8 歳未満の子どもの均等割保険料の 3 割を減免する。

対象世帯：約 11,000 世帯 (約 14,500 人) 減免額：約 1 億円

3 低所得世帯減免及び子育て世帯減免を実施したイメージ

